

令和3年第2回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和3年6月14日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長 北谷文夫君

副委員長 武田真君

委員 中道博武君

委員 多比良和伸君

佐々木政幸君

増山裕司君

飯澤明彦君

増井浩一君

沢田広志君

辻 勲君

小黒弘君

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文

教育長 高橋豊

砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 湯浅克己

総務部 部長 熊崎一弘

兼 会計管理 安原雄二

総務部 審議 板垣喬博

総務課副審議監	岡	康	裕
市長公室課長	小島	武	史
政策調整課長	井上		守
政策調整課副審議監	玉川	晴	久
庁舎建設推進課長	徳永	敏	宏
市民部長	河原	希	之
市民生活課長	伊藤	修	一
税務課長	江末	孝	之
保健福祉部長	安田		貢
社会福祉課長	三橋	真	樹
兼子ども通園センター所長			
介護福祉課長	堀田	一	茂
ふれあいセンター所長	佐藤	哲	朗
経済部長	中村	一	久
経済部審議監	東	正	人
商工労働観光課長	奥山	雅	喜
農政課長	野田		勉
開発推進課長	畠山	秀	樹
建設部長	近藤	恭	史
建設部技監	小林	哲	也
土木課長	小金	泉	博
土木課副審議監	岩崎	賢	一
建築住宅課長	斉藤	隆	史
建築住宅課副審議監	渋谷	正	人
病院事務局長	朝日	紀	博
兼附属看護専門学校事務管理者			
病院事務局次長	山田		基
兼医師診療支援室副審議監			
兼附属看護専門学校副審議監			
病院事務局審議監	渋谷	和	彦
兼経営企画課長			
管理課長	為国	泰	朗
管理課技術長	大内	文	雄
医事課長	倉島	久	徳
地域医療連携課長	山川	和	弘
兼訪問看護ステーション副審議監			
兼がん相談支援センター副審議監			

- | | |
|-----------|------|
| 研修管理室副審議監 | 森田康晴 |
|-----------|------|
3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|---------------------|-------|
| 教 育 次 長 | 峯田和興 |
| 指 導 参 事 | 小林晃彦 |
| 学 務 課 長 | 是枝貴裕 |
| 学 務 課 副 審 議 監 | 作田哲也 |
| 社 会 教 育 課 長 | 安武浩美 |
| 公 民 館 長 | 谷口昭博 |
| 兼 函 書 館 長 | |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 佐々木純人 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 今崎大三 |
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------|-----|
| 監 査 事 務 局 長 | 山形讓 |
|-------------|-----|
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|-------------------------|------|
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 熊崎一弘 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 | 板垣喬博 |
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|---------------------|------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 中村一久 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 | 野田勉 |
7. 本委員会の事務に従事する者
- | | |
|-----------|-------|
| 事 務 局 長 | 為国修一 |
| 事 務 局 次 長 | 川端幸人 |
| 事 務 局 主 幹 | 山崎敏彦 |
| 事 務 局 係 長 | 斉藤亜希子 |

開会 午後 1時01分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には武田真委員を指名いたします。

休憩 午後 1時01分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 1時03分

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算の5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 それでは、市税条例の一部の改正なのですけれども、期間の延長ということなのですが、これまでの具体的な要件なのですけれども、それは変わらないものなの

か、要件について改めて触れていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 江末孝之君 国保税につきましては、令和4年3月31日までの間に普通徴収の納付期限が設定されているもので、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる世帯の生計維持者が死亡または重篤な傷病、収入減少が見込まれるもしくは失業や廃業した世帯が減免の対象になるものであります。死亡または重篤な傷病の世帯、失業や廃業した世帯は保険税を全額免除するものであり、事業収入や企業収入など収入減少が見込まれる世帯につきましては前年に比べ10分の3以上減少する見込みのあること、前年の所得の合計が1,000万円以下であること、事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることを満たす世帯となっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 昨年度も同じ制度はあったはずで、参考のために昨年度どのくらいの対象世帯があったのかを教えてください。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 江末孝之君 昨年度の実績につきましては、47件、870万円程度の減免をしております。

〔「ちょっと聞こえづらかった」との声あり〕

○委員長 北谷文夫君 もう一度。

○税務課長 江末孝之君 すみません。47件で870万円の減免をしております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 今年度については令和2年度中の事業収入、直接かかってしまったりとかというのは別として事業収入の関係なのですけれども、令和2年度は国、道、市からのいろいろな給付金等があったと思うのです。令和3年度の事業継続、この制度が継続する中で、そこも収入として見込まれてしまうのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 江末孝之君 令和3年度分の保険税の減免に係る事業収入等の計算におきまして、国や道から支給される各種給付金は除いて計算するようになっており、一方持続化給付金については前年度所得に含めて計算することとなっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 入るものが違うのですね。申し訳ないのだけれども、聞きづらかった。もう一回含まれないものと含まれるものをきっちり話してもらえませんか。ここはすごく今年度に関しては大事なところかと思うものですから、確認だけをもう一回させてください。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 江末孝之君 繰り返しご答弁させていただきます。

令和3年度分の保険税の減免に係る事業収入等の計算におきまして、国や道から支給される各種給付金については除いて計算されることとしており、一方持続化給付金については昨年度の所得に含めて計算することとされております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 予測で結構なのですけれども、前回までの制度と今回までの制度とこのところは違うと思うのです。それによって、どうでしょう、対象世帯というのは先ほどは47件ほどだったのですけれども、増減がありそうな予測はされるのかどうか、ここをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 江末孝之君 令和3年度の国保税の減免件数と減免額についてというご質問だと思うのですけれども、こちらについては令和3年中の所得が確定しておりませんので、対象者については把握することはできないのですけれども、昨年度の数値は参考になる、それより少ないのではないかと想定しております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 先ほどの小黒委員の市税条例とかぶる部分もあるのですけれども、実際の要件と延長だということで前年度適用になった事例があったのかどうかを確認させてください。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 堀田一茂君 介護保険料のコロナの感染症に対する減免の措置でございますけれども、対象になる要件としては新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者、この方々については全部減免されるということになります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる方についても割合はありますけれども、減免される予定があります。

そして、平成2年度の対象者については合計で49件、金額にして162万2,100円が減免になっております。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 武田委員。

○武田 真委員 その中で実際にコロナに感染してしまったという事例というのはございましたでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 堀田一茂君 コロナウイルス感染症に感染した方はいらっしゃいません。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

沢田委員。

○沢田広志委員 それでは、私から質疑をさせていただきたいと思います。

今回は砂川市体育施設条例の一部を改正する条例で、先ほど総括質疑も聞かせていただきました。そこで、確認も含めて、特に附属説明資料を見ながらの話になるかと思うのですけれども、今回トレーニングルーム、個人使用のところでは、アリーナ、サブアリーナ、そしてトレーニングルームという表になっております。それで、関連してくるかと思うのですけれども、専用使用で総合体育館が使われたときはトレーニングルームの利用はどういう形になるのかを聞かせていただきたい。なぜならアリーナの専用使用をされたときには上の周回のランニングをしたりとかを含めてたしか利用ができない状況だったかと思うものですから、この辺確認も含めて聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 専用利用でアリーナ等を利用した場合にトレーニングルームを利用できるかというところでございますけれども、基本的には専用利用、例えばサッカースクールでフットサルだとかで全体で使う。そのままトレーニングルームを利用するというところは想定していない、使えないというところで、大会で専用利用した後にはそのままトレーニングルームを使用するというところは想定しておりません。

○委員長 北谷文夫君 沢田委員。

○沢田広志委員 私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが。総合体育館がいろいろな大会で全面を使われるときに、ではこのトレーニングルームを個人が使用することはできるのでしょうかということ聞かせてほしいと思ったので、この辺聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 大会の大きさにもよるのですけれども、会議室等を使わないで専用使用、アリーナだけだとかサブアリーナだけというところの専用使用でいけば十分動線が引かれるので、個人使用の中でトレーニングルームは利用可能としております。

○委員長 北谷文夫君 沢田委員。

○沢田広志委員 サブアリーナの関係でお話はいただきましたけれども、であればメインのアリーナに観客も入ったりしたときにはこのトレーニングルーム自体は個人として使用することは難しいと私は今のお話だと受け止めたのですが、そういう形になるのでしょうか。確認で聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 大会の大きさにもよると思うのですけれども、きちんと大会が専用使用で運営できて、その中で個人使用でトレーニングルームを利用したいのだと来たときには基本的には利用できるのですけれども、ロビーやほかのスペースだとかをいろいろ使いまして、トレーニングルームは使用しないのですけれども、トレーニングルームに行くまでの動線だとか、更衣室等シャワーもございますので、そこで利用が難しいとなれば難しいかと考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田委員。

○沢田広志委員 課長の言っていることは一つ筋だと思うのです。でも、聞いていると私は理解しづらい部分があって、単純に言うとトレーニングルームは今回個人使用で金額も決めてやっているわけだけれども、一例として大きな大会とか専用で使っているときにはランニングコースは使おうと思っても、たしか使えませんかと事前になっているから、それだって個人使用だと思うのです。同じように大きな大会で使っていますよと、でもトレーニングルームを私たちは使いたいのですと個人の方が来た場合は使えるのかどうか。使えないなら使えない、使えるなら使えるということで聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 剣道錬成大会、大きな大会ですけれども、当然観客席でランニングもできなくなりますし、ほかのロビー等の部屋も使いますので、そのような大きな大会ではトレーニング室は個人的には使えない。そのほかの小さな大会で動線が引かれているものについてはできるだけ使用していただけるようにしていこうと考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田委員。

○沢田広志委員 だんだん分かってきました。総合体育館を使う大会の規模の大きさによってはトレーニングルームは使える場合もあるし、使えない場合もあるということで理解をさせていただきたいと思います。

それで、そういった状況があるのであれば、個人使用の項目はアリーナ、サブアリーナ、そしてトレーニングルームと3つがまとまっていますけれども、私は金額は同じでいいと思うのです。ただ、それであればアリーナ、サブアリーナの他にもう一つトレーニングルームという項目をつくったほうがよかったという気がしています。以前の使い方を参考にしながらこれはつくってきているかと思うのですけれども、この辺の考え方はいかがなものなのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 佐々木純人君 この条例の区分の関係だと思えますけれども、ここは柔道場をそのままトレーニングルームとして使用していただく、理由としては多くの方にといいところでいっているのですけれども、経費をかけないで機器を設置しておけるといところで柔道場の跡をそのままトレーニングルームとしたといところで個人使用の欄で埋めさせてもらっているという考えでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田委員。

○沢田広志委員 考え方は分かりました。こうやって提案もされていますので、まずはこういった形で進めていただきながら、正直今回のトレーニングルーム、名称はトレーニングルームですけれども、私はフィットネスルームだと感じておりますので、恐らくそういう点では多くの人方、年代も幅広く使われていく可能性があるのだらうと思っています。また、この辺の利用の仕方とかを含めながら、大規模な大会だとかがあって使えないのではなくて、どんなときでも行った人が使えるという仕組みになる形で今後やっていった中で、いろいろ検討することがあればしっかりやっていただきたいということをお話をし終わりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

14ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、16ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ございませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 ロータリ除雪車の購入ということなのですが、提案説明では1台増えるという感じで聞き取れたのですが、それでいいのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 既存のドーザーがまずあるのですが、それをロータリ車に入れ替えるという形になります。ですから、全体の数は一緒なのですが、ロータリ車は2台になるという形になります。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 専門的なことで分からないのだけれども、つまり除雪体制が強化される。そうではなくて車種的なものを変更することが可能になる。台数そのものはロータリ車が1台ほかにもあって、もう一台増えると考えていいのかなのですが。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 ロータリ車については1台増える形になりますし、ドーザーについては1台減る形になります。ただ、今回のロータリ車ですが、アタッチメントを取り替えることでドーザーとしても使うことが可能という形で、除雪の作業については強化された形になります。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 予算的に5,300万円と、これも相場がどのぐらいなのかよく分からない、すごく高いと思うのですが、歳入にも絡んでしまうのだけれども、過疎債を使ってというかなり有利な財源になってくるわけですが、当初ではなかなか見込めなかったものなのか、何か中途半端な時期に過疎債を使ってとかということが不思議に感じるものですか、その辺をお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 社会資本整備総合交付金によりこの機械を買うことになるのですが、実は全国的というか、この機械を買う枠が狭いものですから、なかなか採択が難しい状況になっております。令和3年度の採択要件としては平成16年以前に購入車という形になっており、今回でいくと平成14年購入車になります。ということで、実は2年前から要望は上げていたのですが、採択されず、今回改めて採択されたということで予算を計上させていただいているところです。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、18ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。歳入歳出一括して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第4号、第8号、第9号、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会といたします。

大変ありがとうございました。

散会 午後 1時29分

委 員 長